

(1)実際に設置している設備

- 1 特別な設備は設置していない
- 2 診療報酬明細書等を特別な部屋で保管しており、鍵が管理者により管理されている
- 3 診療報酬明細書等は、専用の特別なサーバーに保管されており、特定のアクセス権を持つ者のみが参照できる
- 4 外部の認証機関等を活用して、診療報酬明細書等の情報にアクセスするための認証を強化している
- 5 データを暗号化して保存している
- 6 サーバーを特別な部屋で保管しており、鍵が管理者によって管理されている
- 7 その他( )

(2)実際に設置している組織・職員

- 1 特別な組織・職員は配置していない
- 2 診療報酬明細書の管理委員会等の組織を設置している
- 3 診療報酬明細書情報の管理を行う専門職員を配置している
- 4 その他( )

(3)設備や組織・職員の配置に必要な経費(年間)

約 ( ) 万円 / 年間

問い6

診療報酬明細書等を取り扱う職員に対して、どのような指導監督を行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 口頭で簡単に説明している
- 2 内部規定等を配布、説明している
- 3 特に何もしていない。
- 4 契約事項に個人情報の取り扱いについて含めている
- 5 その他( )

問い7

「個人情報の保護に関する法律」が成立すると、各保険者においても、個人情報についての対策がより一層求められるようになると考えられます。このことについて、どのようにお考えですか。

- 1 基本的には良いことであり、多少の負担がかかっても、積極的に協力すべきであるとする
- 2 現在の体制では対応困難。体制強化にはかなりの負担増がみこまれるので、協力が消極的である。
- 3 その他( )

問い8

診療報酬の審査・確認・払込業務等の外部委託の状況についておたずねします。

問い8-1

診療報酬の審査・確認・払込業務等を外部の業者等に委託していますか(審査支払機関をのぞく)。

- 1 取り扱っている明細書の審査・確認・払込業務等のほとんど全てを外部に委託している
- 2 取り扱っている明細書の審査・確認・払込業務等の半分以上を外部に委託している
- 3 取り扱っている明細書の審査・確認・払込業務等の半分以下を外部に委託している
- 4 取り扱っている明細書の大部分は、貴団体独自で審査・確認・払込等を行っている

**問い 8-2**

問い 8-1 で、「1 取り扱っている明細書の審査・確認・払込業務等ののほとんど全てを外部に委託している」「2 半分以上を外部に委託している」「3 半分以下を外部に委託している」を選んだ場合、委託先との契約に、個人データの安全管理についての規定を含めていますか。該当する項目ひとつに○をつけてください。

- |  |
|--|
| <p>1 契約上、データの守秘義務について取決めをしている</p> <p>2 契約上は、データの守秘義務について特段言及していない</p> <p>3 業務委託を行っていない</p> |
|--|

**問い 9**

貴団体から第3者に対して、診療報酬明細書等の情報を提供していますか(審査支払機関をのぞく)。ただし、診療報酬明細書等の審査・確認・払込等にかかる外部委託時に情報を一時的に持ち出すことについては含めません。

**問い 9-1**

(1) 診療報酬明細書の記載内容等の情報を第3者へ提供するのは、一月に何件程度ですか。平成 15 年 12 月の実績としますが、不明の場合はそれ以外の月でさしつかえありません。

約 ( ) 件 / 1ヶ月
---------------

(2) 情報の提供に際し、当該診療報酬明細書等に記載の患者本人(被保険者または被扶養者)の同意はとっていますか。

- |  |
|--|
| <p>1 本人に書面で説明し、同意をとっている</p> <p>2 本人に口頭で説明し、同意をとっている</p> <p>3 家族に書面、口頭等で説明し、同意を取っている</p> <p>4 特段の説明は行わず、同意もとっていない</p> |
|--|

(3) 情報の提供は、どのような形態・方法によりますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- |   |
|---|
| <p>1 実物を持ち込みまたは郵送</p> <p>2 コピーを持ち込みまたは郵送</p> <p>3 電話またはファックス</p> <p>4 電子メール等の一般のインターネット回線</p> <p>5 その他( )</p> |
|---|

(4) 貴団体外に診療報酬明細書等の情報を提供するにあたって、個人の識別が特に必要でない場合、識別ができないようにする配慮をしていますか。

- |  |
|--|
| <p>1 何らかの手立てにより個人の識別ができないよう配慮している</p> <p>2 特に配慮していない</p> |
|--|

**問い 9-2**

診療報酬明細書等の情報を、学術研究のために提供または利用する場合

(1) 過去 3 年間に、研究目的のために、診療報酬明細書等を、提供または利用したことがありますか。

- |  |
|--|
| <p>1 個人が識別できない状態で提供または利用したことがある</p> <p>2 個人が識別できる状態で提供または利用したことがある</p> <p>3 いずれの形でも、提供または利用したことはない</p> |
|--|

(2) (1)で「2個人が識別できる状態で提供または利用したことがある」と回答した場合、貴団体として何らかの制約、条件を課していますか。

- 1 一定の制約・条件を課し、書面等で担保を取っている
- 2 一定の制約・条件を課しているが、倫理的問題であり、書面での担保はとっていない。
- 3 特に考慮していない。

(3) (1)で、「1個人が識別できない状態で提供または利用したことがある」または「2個人が識別できる状態で提供または利用したことがある」と回答した場合、当該診療報酬明細書等に記載の患者本人(被保険者または被扶養者)の同意・了解をとりましたか。

- 1 患者または患者の家族の同意・了解を、書面で行っている
- 2 患者または患者の家族の同意・了解を、口頭で行っている
- 3 患者または患者の家族の同意・了解は、特にとっていない。

#### 問い9-3

診療報酬明細書等を、行政機関に提出する(法令に定めるもの及び任意のものを含む)場合があれば、過去3年間に提出した診療報酬明細書等の提出の目的のうち、該当するものすべてに○をつけてください。

- 1 保健所など公的機関に対する保健医療及び公衆衛生上の報告や情報提供
- 2 保健所や公的機関による統計調査
- 3 医療監査や医療指導監視への対応
- 4 警察からの問い合わせ
- 5 裁判所からの問合せ
- 6 その他( )

#### 問い10

当該診療報酬明細書等に記載の患者本人(被保険者または被扶養者)に対する診療報酬明細書等の開示状況についておたずねします。

#### 問い10-1

診療報酬明細書等に記載の患者さん本人(被保険者または被扶養者等)から、診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合、応じていますか。開示の方法は、平成9年6月25日厚生労働省老人保健福祉局長、保険局長、社会保険庁運営部長よりの通知「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」に基づいた形式によるものとします。

- 1 開示の要請に応じている(年間 \_\_\_\_\_ 件程度開示)
- 2 場合による(年間 \_\_\_\_\_ 件程度開示、年間 \_\_\_\_\_ 件程度非開示)
- 3 患者または患者の家族への診療報酬明細書の開示には原則対応していない

#### 問い10-2

診療報酬明細書等に記載の患者本人(被保険者または被扶養者)に対する診療録等の開示について規定した貴団体独自の文書(規則、ガイドライン等)はありますか。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 作成中
- 4 厚生労働省局長通知等を準用している
- 5 その他( )

**問い 10-3**

**問い 10-2**で「1 文書がある」と答えた場合、規定の内容について教えてください。あてはまるものすべてに○をしてください。「2・3・4・5」を選んだ場合は**問い 11**にすすんでください。

(1) 申請の具体的な手続き（該当するものすべてを選んでください）

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 患者さん本人(乳幼児等は家族を含む)からの口頭・文書による申請のみに対応する。</li><li>2 患者さんの家族等からの口頭・文書による申請にも対応する。(乳幼児等を除く)</li><li>3 その他 ( )</li></ol> |
|---|

(2) 開示の具体的な方法（該当するものすべてを選んでください）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 診療報酬明細書を閲覧したり、謄写してもらう</li><li>2 診療報酬明細書の内容を口頭で伝達する</li><li>3 診療報酬明細書の一部または全部のコピーを提供する</li><li>4 診療報酬明細書の内容の概要・要約を文書で提供する</li><li>5 その他 ( )</li></ol> |
|--|

(3) 当該診療報酬明細書等に記載の患者本人(被保険者または被扶養者)からの開示の要求を拒否するのはどのような場合ですか。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 患者の治療に悪影響を及ぼすと考えられる場合</li><li>2 医療機関からの反対があった場合</li><li>3 個々のケースを勘案し、貴団体の組織的な判断があった場合</li><li>4 その他 ( )</li></ol> |
|---|

(4) 当該診療報酬明細書等に記載の患者本人(被保険者または被扶養者)から開示の状況に関して苦情があった場合、どのように処理することとしていますか

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 貴団体の規定、ガイドライン等について説明する</li><li>2 その他 ( )</li></ol> |
|--|

**問い 11**

診療報酬明細書等に記載の患者さん(被保険者または被扶養者)の家族に対する診療報酬明細書等の開示の状況についておたずねします。

**問い 11-1**

診療報酬明細書等に記載の患者さん(被保険者または被扶養者)の家族から、診療報酬明細書等の開示の求めがあった場合、応じていますか。開示は、平成9年6月25日厚生労働省老人保健福祉局長、保険局長、社会保険庁運営部長よりの通知「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」に基づいた形式によるものとします。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 開示の要請に応じている（年間 _____ 件程度開示）</li><li>2 場合による（年間 _____ 件程度開示、年間 _____ 件程度非開示）</li><li>3 患者または患者の家族への診療報酬明細書の開示には原則対応していない</li></ol> |
|---|

**問い 11-2**

診療報酬明細書等に記載の患者さん(被保険者または被扶養者)の家族に対する診療録等の開示について規定した文書(規則、ガイドライン等)はありますか。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 ある</li><li>2 ない</li><li>3 作成中</li><li>4 厚生労働省局長通知等を準用している</li><li>5 その他 ( )</li></ol> |
|---|

**問 11-3**

**問 11-2**で文書があると答えた場合、規定の内容について教えてください。

(1) 申請の具体的な手続きについて、あてはまるものをすべて選んでください。

- |   |
|---|
| <p>1 患者さん本人からの口頭での申請による<br/>2 患者さん本人からの文書による申請による<br/>3 その他 ( )</p> |
|---|

(2) 開示の具体的な方法 (該当するものすべて選んでください)

- |   |
|---|
| <p>1 診療報酬明細書を閲覧したり、謄写してもらう<br/>2 診療報酬明細書の内容を口頭で伝達する<br/>3 診療報酬明細書の一部または全部のコピーを提供する<br/>4 診療報酬明細書の内容の概要・要約を文書で提供する<br/>5 その他 ( )</p> |
|---|

(3) 当該診療報酬明細書等に記載の患者さん(被保険者または被扶養者)の家族からの開示の要求を拒否するのはどのような場合ですか。

- |  |
|--|
| <p>1 患者の治療に悪影響を及ぼすと考えられる場合<br/>2 医療機関からの反対があった場合<br/>3 個々のケースを勘案し、貴団体の組織的な判断があった場合<br/>4 その他 ( )</p> |
|--|

(4) 当該診療報酬明細書等に記載の患者さん(被保険者または被扶養者)の家族から開示の状況に関して苦情があった場合、どのように処理することとしていますか

- |   |
|---|
| <p>1 貴団体の規定、ガイドライン等について説明する<br/>2 その他 ( )</p> |
|---|

**問 12**

すでに診療報酬明細書等に記載の患者本人(被保険者または被扶養者)が亡くなっている場合についておたずねします。

**問 12-1**

過去1年間に遺族から開示の請求がありましたか。

- |   |
|---|
| <p>1 開示の請求はなかった<br/>2 開示の請求があった ⇒⇒⇒ 約 ( ) 件</p> |
|---|

**問 12-2**

**問 12-1**で、開示の請求があった場合は、どのように対応しましたか。

- |   |
|---|
| <p>1 開示の請求があったが、開示を断った<br/>2 生前の患者の家族、親族に対する方法と同様の方法で対応した<br/>3 その他 ( )</p> |
|---|

**問い 13**

診療報酬明細書等の記載内容の訂正についておたずねします。

**問い 13-1**

過去1年間に、患者さんまたは患者さんの家族から、診療報酬明細書等の記載内容が事実でないという理由によって、記載内容の訂正、追加または削除の求めがありましたか。あった場合、どのように対応しましたか。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1 特に求めや申し出はなかった   | 3 求めがあったが、訂正には応じなかった |
| 2 求めがあったので、訂正に応じた | 4 その他 ( )            |

\*\*\*\*「1 特に求めや申し出はなかった」「4 その他」を選択した場合は問い14へ、「2 求めがあったので、訂正に応じた」を選択した場合は問い13-2 問い13-3 問い13-4へ、「3 求めがあったが、訂正には応じなかった」を選択した場合は問い13-5にすすんでください。

**問い 13-2**

問い13-1で「2 求めがあったので、訂正に応じた。」と回答した場合、訂正に関する記録をどのように行いましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

- |                           |
|---------------------------|
| 1 訂正の理由を記した               |
| 2 訂正の日時を示した               |
| 3 訂正を行った医療従事者や職員に関する記載をした |
| 4 その他 ( )                 |

**問い 13-3**

問い13-1で「2 求めがあったので、訂正に応じた。」と回答した場合、どのような部分について訂正を行いましたか。応じた例すべてに○をつけてください。

- |                              |
|------------------------------|
| 1 年齢や住所、被保険者証の記号・番号などの事務的な事項 |
| 2 検査の項目や投薬内容など、治療の内容にかかる事項   |
| 3 病名など医療機関において診断した結果にかかる事項   |
| 4 その他 ( )                    |

**問い 13-4**

問い13-1で「2 求めがあったので、訂正に応じた。」と回答した場合、どのように訂正しましたか。あてはまるものすべてに○をしてください。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1 訂正・削除箇所「患者からの求めに応じ、○○を△△に訂正する」と記した。 |
| 2 訂正・削除箇所を二重線で消し、訂正文言を書き込んだ。(見え消し)    |
| 3 訂正箇所を修正液等で塗りつぶし、上から訂正文言を書き込んだ。      |
| 4 その他 ( )                             |

**問い 13-5**

問い13-1で「3 求めがあったが、訂正には応じなかった」を選択した場合、その理由を患者本人(被保険者または被扶養者)に通知しましたか。

- |                         |
|-------------------------|
| 1 通知した                  |
| 2 被保険者等からの照会があった場合に通知した |
| 3 その他 ( )               |
| 4 訂正を申し出る事例がなかった        |



### 3. 調査の結果

# 「診療報酬明細書等における個人情報の取扱いに関する調査」 調査の結果

厚生労働科学研究費補助金 医療技術評価総合研究事業  
「医療分野における個人情報保護対策に関する研究」班

## 1. 調査の目的

「個人情報の保護に関する法律」によれば、主務大臣によって認定された認定個人情報保護団体は、該当分野における指針を作成し、公表するよう努めることとされている。

医療分野における個人情報保護の取扱いについて、現場で活用可能なガイドラインを作成するには、諸外国における法令やガイドラインを参考にしつつ、我が国の医療現場における個人情報の取扱いの実態について調査・検討したうえで、実用的に役立つものとする必要がある。

本調査は、全国の保険者を対象に、診療報酬明細書等における患者の個人情報の取扱い状況、利用の方法、個人情報保護に関する規約の制定や取り組み、職員や外部委託先との取決めなどの現状についてアンケート調査を行い、実態を把握するものである。

## 2. 調査票の送付先

- ①健康保険組合 1,880
- ②市町村 3,180
- ③国民健康保険組合 168

## 3. 調査の形態

アンケート調査を対象機関に郵送し、回答の上、返送してもらう。

## 4. 調査の実施時期

調査票は平成 15 年 3 月に郵送配布し、6 月中旬までに到着した回答用紙を集計の対象とした。

## 5. 調査票の回収状況

調査票は 5,228 枚配布したうち 1,473 回収し、回収率は 28.2%であった。

保険者の種類別の回収の状況は、健康保険組合 1,880 配布したうち 528 回収(回収率 27.8%、回収全体の 35.8%)、市町村 3,180 配布したうち 882 回収(回収率 27.6%、回収全体の 59.9%)、国民健康保険組合 168 配布したうち 57 回収(回収率 33.5%、回収全体の 3.9%)であった。

また、保険者の規模別の回収の状況は、被保険者数が 5,000 以下の健保組合が 795 (回収全体の 56.4%)、被保険者数が 5,000 超 10,000 以下の健保組合が 241 (回収全体の 17.1%)、被保険者数が 10,000 超 50,000 以下の健保組合が 295 (回収全体の 20.9%)、被保険者数が 50,000 以上の健保組合が 79 (回収全体の 5.6%) であった。

☆文中の構成割合 (%) は被保険者数未回答の健保組合 63 を除いて集計した。

表 5.1 保険者の種類別の回収状況

全体	健康保険組合 (単一健保)	健康保険組合 (総合健保)	市町村	国民健康 保険組合	その他
1473	451	77	882	57	6
	(30.6%)	(5.2%)	(59.9%)	(3.9%)	(0.4%)

表 5.2 保険者の規模別の回収状況(被保険者数)

有効回答	5000 以下	5001～ 10000 以下	10001～ 50000 以下	50001～ 100000 以下	100000 以上
1410	795	241	295	44	35
	(56.4%)	(17.1%)	(20.9%)	(3.1%)	(2.5%)

図 5.1 保険者の種類別の回収状況

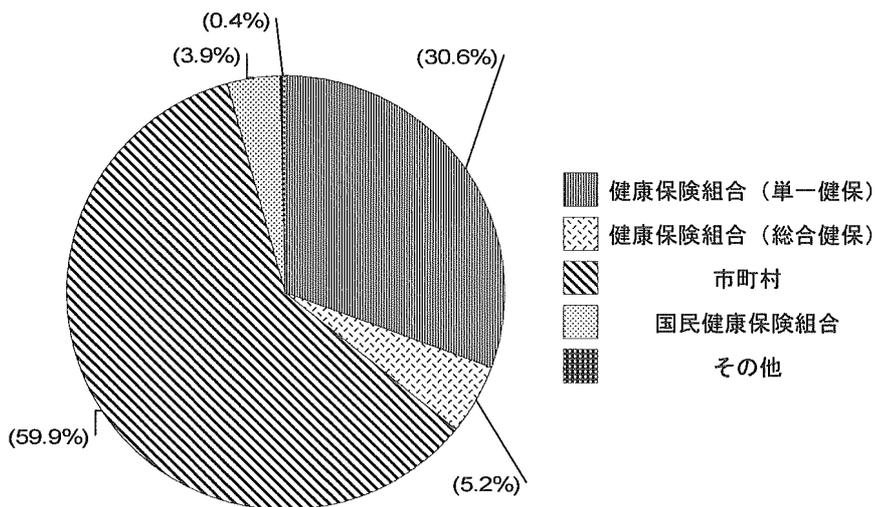
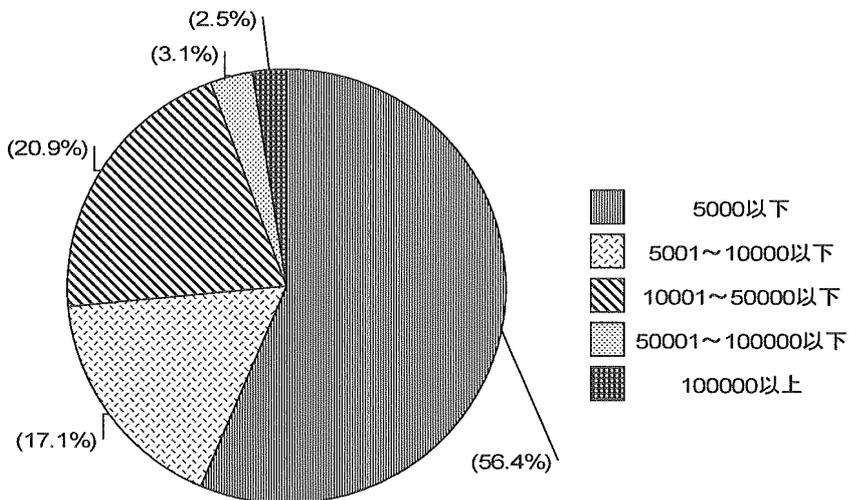


図 5.2 保険者の規模別の回収状況



## 6. 用語の定義

### (1) 保険者

健康保険や国民健康保険の事業を行う者で、健康保険組合、政府、市町村、国民健康保険組合等である。(本調査では政府以外の事業者に対してアンケートを行った)

### (2) 健康保険組合

健康保険の事業を行う保険者のひとつ。

### (3) 単一組合、単一健保

700人以上を使用する事業主が単独で設立し、事業主、事業所の従業員である被保険者等で組織されるもので、その組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌している。

### (4) 総合組合、総合健保

3,000人以上を使用する事業主が共同で設立し、事業主、事業所の従業員である被保険者等で組織されるもので、その組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌している。

### (5) 市町村

国民健康保険の主たる実施主体

### (6) 国民健康保険組合

同種の事業または業務に従事する者 300人以上で組織される公法人であり、都道府県知事の認可を受けて設立された国民健康保険の実施主体。医師、歯科医師、薬剤師、土木建設業、理容美容業などの業種がある。

### (7) 診療報酬明細書等

医科の診療報酬明細書、歯科の診療報酬明細書、調剤の調剤報酬明細書を指す。

### (8) 構成割合(%)の計算方法

特にことわりのない限りは、該当質問に回答のあった保険者の総数を分母として、該当する項目に回答した保険者の構成割合を計算した。したがって、未回答の保険者の数は母数に含んでいない。

## 7. 調査の結果

### 7. 1

#### (1) 保存している診療報酬明細書等ののべ数(問い 1-1)

保存している診療報酬明細書等ののべ数を把握している保険者は611で、回収者の43%であった。このうち、保存している診療報酬明細書等が5,000以下の健保組合はなく、保存している診療報酬明細書等が5,000超10,000以下の健保組合が4(把握しているうちの0.7%)、保存している診療報酬明細書等が10,000超50,000以下の健保組合が26(把握しているうちの4%)、保存している診療報酬明細書等が50,000超100,000以下の健保組合が53(把握しているうちの9%)、保存している診療報酬明細書等が100,000超500,000以下の健保組合が265(把握しているうちの45%)、保存している診療報酬明細書等が500,000超1,000,000以下の健保組合が88(把握しているうちの15%)、保存している診療報酬明細書等が1,000,000超5,000,000以下の健保組合が127(把握しているうちの21%)、保存している診療報酬明細書等が5,000,000超10,000,000以下の健保組合が23(把握しているうちの4%)、保存している診療報酬明細書等が10,000,000超50,000,000以下の健保組合が9(把握しているうちの2%)であった。

また、相当数を保存しているが保存している明細書の延べ数を把握していないと回答した健保組合が804(回収全体の57%)であった。

表 7.1.1 保存している診療報酬明細書等ののべ数の把握の状況

有効回答	延べ数を把握	延べ数は把握していない
1415	611	804
	(43.2%)	(56.8%)

表 7.1.2 保存している診療報酬明細書等ののべ数

	延べ数を把握している 被保険者規模の内訳
有効回答	595
5,000 以下	0 (0.0%)
5,001～10,000 以下	4 (0.7%)
10,001～50,000 以下	26 (4.4%)
50,001～100,000 以下	53 (8.9%)
100,001～500,000 以下	265 (44.5%)
500,001～1,000,000 以下	88 (14.8%)
1,000,001～5,000,000 以下	127 (21.3%)
5,000,001～10,000,000 以下	23 (3.9%)
10,000,001～50,000,000 以下	9 (1.5%)

図 7.1.1 保存している診療報酬明細書等ののべ数の状況

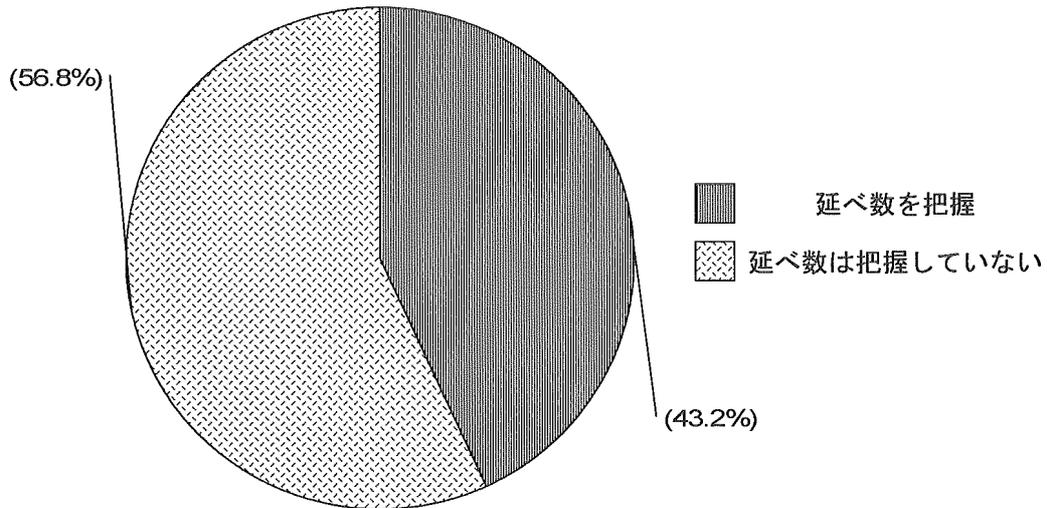
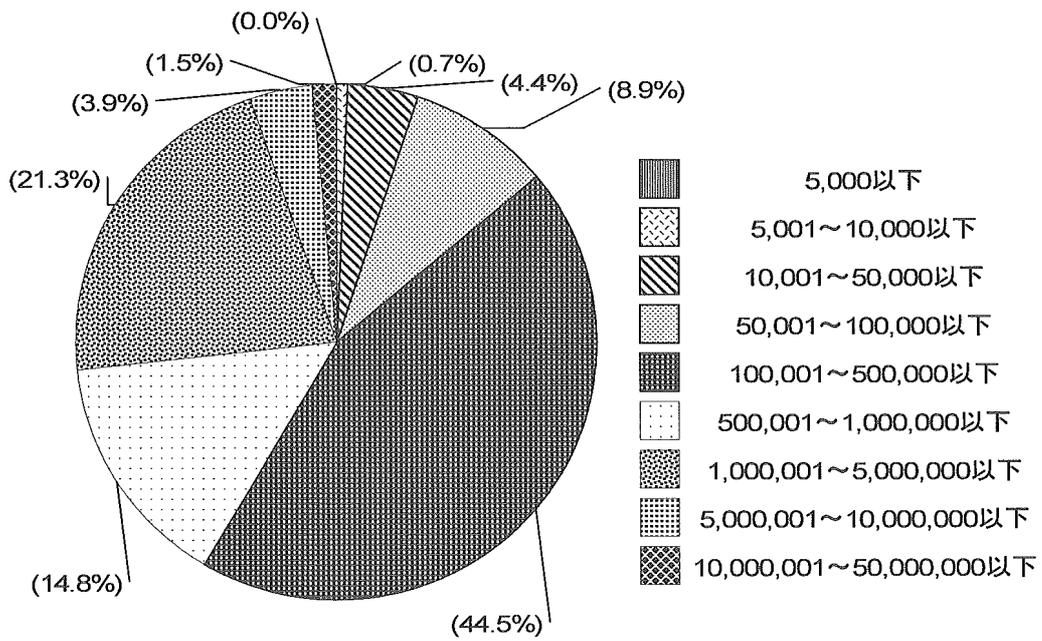


図 7.1.2 保存している診療報酬明細書等ののべ数



## (2) 診療報酬明細書等の保存方法(問い 1-2)

診療報酬明細書等の保存方法については、現物を施設内部に保存している保険者が全体の82%(単一健保においては70%、市町村及び国保においては88%)、現物を外部の倉庫等に保存している保険者が16%(単一健保においては24%、市町村及び国保においては11~12%)であった。電子データやマイクロフィルム等の形で保存しているのはいずれも数%のみであった。

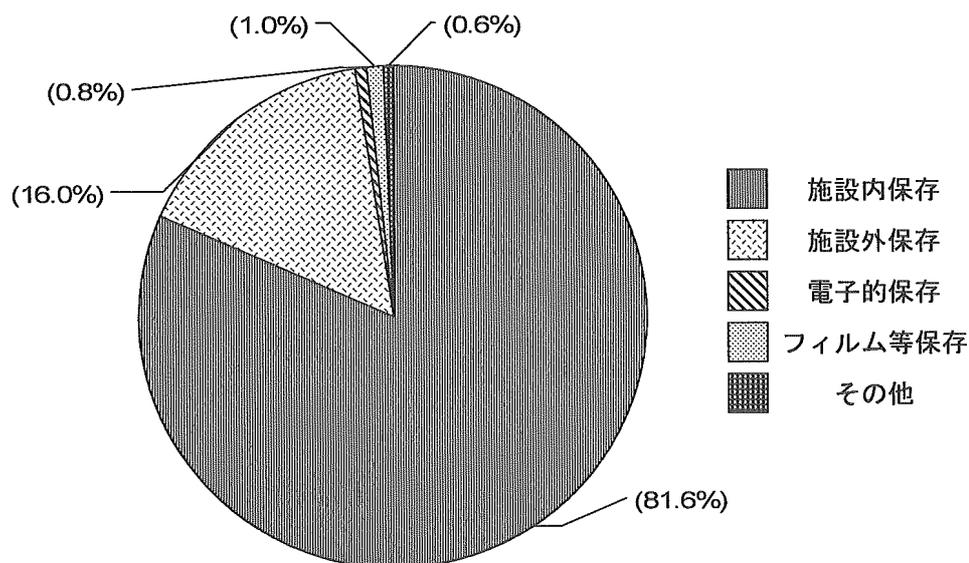
表 7.1.3 診療報酬明細書等の保存方法

有効回答	施設内保存	施設外保存	電子的保存	フィルム等保存	その他
1462	1193	234	11	15	9
	(81.6%)	(16.0%)	(0.8%)	(1.0%)	(0.6%)

表 7.1.4 診療報酬明細書等の保存方法(保険者の種類別)

	施設内保存	施設外保存	電子的保存	フィルム等保存	その他
健康保険組合 (単一健保)	314	108	8	13	6
	(69.9%)	(24.1%)	(1.8%)	(2.9%)	(1.3%)
健康保険組合 (総合健保)	61	14	1	1	0
	(79.2%)	(18.2%)	(1.3%)	(1.3%)	(0.0%)
市町村	766	105	1	1	3
	(87.4%)	(12.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.3%)
国民健康 保険組合	50	6	1	0	0
	(87.7%)	(10.5%)	(1.8%)	(0.0%)	(0.0%)
その他	2	1	0	0	0
	(66.7%)	(33.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

図 7.1.3 診療報酬明細書等の保存方法



(その他に記入された内容)

現物+イメージ保存

3年分は施設にその他は外部の倉庫

現物と電子データで保存している

現物を母体の倉庫に保存

光ディスクにて保存

施設内保存し入らない現物は外部倉庫に保管

## 7. 2

### (1) 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書(問い 2-1)

診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書(規則、ガイドライン等)を設置している保険者は 28%であり、保険者の種類別に見ると、単一・総合健保では 39-41%、市町村では 21%、国保では 20%であった。

表 7.2.1 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書の有無

有効回答	ある	ない	作成中	その他
1460	413	953	55	39
	(28.3%)	(65.3%)	(3.8%)	(2.7%)

表 7.2.2 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書(保険者の種類別)

	ある	ない	作成中	その他
健康保険組合 (単一健保)	185 (41.2%)	220 (49.0%)	34 (7.6%)	10 (2.2%)
健康保険組合 (総合健保)	30 (39.0%)	39 (50.6%)	5 (6.5%)	3 (3.9%)
市町村	185 (21.1%)	655 (74.9%)	12 (1.4%)	23 (2.6%)
国民健康 保険組合	11 (19.6%)	39 (69.6%)	3 (5.4%)	3 (5.4%)
その他	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)

図 7.2.1 診療報酬明細書等の利用目的などの取扱いについて規定した文書

